



公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。
令和5年10月30日

長野県知事 阿部 守一

| 発生した家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 発生年月日 | 患畜・疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生の場所又は区域 |
|--------------|-------|------------|------------|------|-----------|
| ヨーネ病 | 牛 | 令和5年10月18日 | 患畜 | 8 | 南佐久郡南牧村 |

園芸畜産課家畜防疫対策室

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令を次のとおり行いました。
令和5年10月30日

長野県知事 阿部 守一

1 監督命令をした年月日

令和5年10月25日

2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在並びに法人の代表者の氏名

一般財団法人長野県建築住宅センター

本部（確認住宅部） 長野市大字鶴賀緑町1605番地14

松本事務所 松本市大字島立988番地1

上田事務所 上田市天神4丁目17番3号

理事長 矢澤 博

3 監督命令の内容

建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃すという不十分な審査により交付した確認済証が失効したことに鑑み、一般財団法人長野県建築住宅センター上田事務所において、再発を防止するため、当該事案が発生した原因を分析した上で、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和5年11月24日までに提出すること。

また、当該計画の提出から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに報告すること。

4 監督命令の原因となった事実

上田市内1件の建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しない（計画建築物が都市計画施設の区域内にあるため、建築するには同項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していない）ことを見逃し、指定確認検査機関として確認済証を交付し、その後、法第6条の2第6項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。

建築住宅課